



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

労働力調査

就業状況、失業者、失業率を把握する、総務省統計局が実施・公表している基幹統計です。調査内容は就業の形態(正社員か? アルバイトか? など)、就業時間や残業時間、転職についてなどです。

正規社員も非正規社員も減少し、人員削減がすすんでいます

総務省が2月22日に公表した労働力調査によると、派遣やパートで働く非正規雇用の労働者は2009年平均で1721万人となり、前年に比べて39万人減少しました。非正規労働者が減少するのは02年以降初めての事です。

減少した人数のうち「労働者派遣事業所の派遣社員」が32万人と、そのほとんどを占めています。輸出系大企業による「派遣切り」の激しさを改めて感じます。

一方、正社員は3380万人と約19万人減少にとどまり、非正規雇用の労働者が雇用の調整弁になっている事が浮き彫りにされていますが、完全失業者のうち前職が正社員だった人も前年比で22万人増の80万人と、増加の幅が過去最大に達しており、人員削減が正社員にまで及んでいることが判ります。

労働者全体の中に占める非正規雇用の比率は、前年から0.4ポイント減少し、33.7%となりました。非正規労働者が減少しているものの、正社員も減少しているため、非正規雇用率は依然として3人に1人を上回る高い水準のままです。

正規社員・非正規社員が共に減少しましたが、非正規社員の中で、パート・アルバイトは、1万人増加しています。雇用環境全般が非常に厳しい中で、正社員がリストラされ、派遣社員が派遣切りされた結果、パート・アルバイトに頼らざるを得ない状況になっています。

失業の期間が大幅に長期化しています

失業している期間は、336万人の完全失業者のうち、失業期間が3カ月以上の方は、前年から48万人増加の214万人です。比較可能な03年以降で最大の増加幅です。このうち1年以上の失業者数も、前年から8万人増の95万人と大きく増加しています。

完全失業者の中でも、「条件にこだわらないが仕事がない」とする人は、前年同期比18万人増の44万人、「求人年齢と自分の年齢とがあわない」とする人が8万人増の55万人となるなど、雇用情勢は依然として厳しいままです。景気回復が遅れる中、失業状態から抜け出せない人が増えています。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

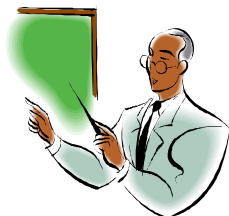
Question (H22年税制大綱; グループ法人税制)

私は2社の社長(兼100%株主)を務めており、弟も1社の社長(兼100%株主)を務めております。また、父の相続に伴い私と弟で30%の株式を所有(残りは叔父が所有)している会社があります。各会社間では資本関係はありませんが、今回の税制改正で影響を受ける可能性があると感じました。概要を教えてください。

Answer

H22年税制改正により、100%グループ内の法人においては下記の影響を受ける見込です。100%グループ内の法人とは、「個人」や「外国法人」も含めて完全支配関係のある法人をいい、「個人」としては親族等の同族関係者を「同一の者」とみなすため、上記の4社はいずれも100%グループ内の法人に該当するものと考えられます。

解説



< グループ内取引等に係る税制 >

紙面の都合より下記に限定して説明します。また、現時点ではあくまでも税制大綱を基にしておりますので、税理士等の専門家にご相談されることをお勧めいたします。

100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

100%グループ内での資産(固定資産、土地、有価証券、金銭債権、繰延資産(売買目的有価証券、簿価1,000万円未満を除く))の移転に伴う譲渡損益を、グループ外へ移転するまで繰り延べる必要があります。すなわち、100%グループ内の法人の範囲を正しく認識すること、固定資産等の譲渡取引の内容をグループ外に移転するまで管理すること等の対応が新たに必要になるものと思われます。

100%グループ内の法人間の寄附

支出法人において全額損金不算入、受領法人において全額益金不算入とします。

上記 につきましては、資本金の額によらず適用され、平成22年10月1日以後の取引から適用される見込です。

大法人の100%子法人における中小企業特例の制限

従来、資本金1億円以下の法人で適用できていた以下の中小企業特例について、資本金5億円以上の法人の100%子法人においては適用が制限され、税額で影響を受ける可能性があります。100%子法人の範囲には、孫会社や曾孫会社についても制限が及ぶことに注意が必要です。

- (1) 軽減税率、(2) 特定同族会社の特別税率の不適用、(3) 貸倒引当金の法定繰入率、(4) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度、(5) 欠損金の繰戻しによる還付制度

上記 につきましては、親会社の資本金の額が5億円以上の場合に適用され、平成22年4月1日以後開始事業年度より適用される見込です。

根拠条文等

平成22年度税制改正大綱

お問合せ先: 朝日税理士法人 052-571-5480 または k.tajima@asahitax.or.jp 田島まで